

申告書の作成・送信は  
国税庁ホームページから



確定申告



確定申告書等作成コーナーなら  
自宅でいつでも申告♪

書き方や計算が分からず…



## 自動計算

画面の案内に沿って入力  
すれば税額まで自動計算



入力がめんどく…



## 自動入力

マイナポータル連携や  
過去の申告データを  
利用して自動入力



会社が休めない…



## 自宅から

マイナンバーカード  
とスマホでe-Tax！



さらに！e-Taxなら早期還付されます

相談はチャットボットや電話でもできます！

► チャットボットでの相談

※令和4年1月上旬公開予定



ご質問を入力いただけ  
れば、AIを活用した  
「税務職員ふたば」が  
お答えします。

税務職員ふたば

► お電話での相談

e-Taxの使い方  
(操作方法等)

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク  
(全国一律市内通話料金)

0570-01-5901

申告書の作成に  
当たってのご不明点等

所轄の税務署へお電話ください



国税庁 法人番号7000012050002

(裏面もご覧ください)

# 令和3年分（令和4年1月以降）からはさらに便利に！

## ICカードリーダライタ無しでe-Tax！

パソコンの画面に表示された2次元バーコードをスマホ  
(マイナンバーカード読取対応)で読み取れば、

**マイナンバーカードを使ってe-Taxで送信できます！**

※ WindowsのMicrosoft Edge、Google Chrome、macOSのSafari、  
いずれにも対応。

ICカードリーダライタ/  
がなくてもOK



## スマホのカメラで源泉徴収票を自動入力

スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影すれば、  
**金額や支払者情報などが自動で入力されます！**



## スマホ専用画面の対象範囲が拡大

### スマホ専用画面の対象範囲 (**NEW**は令和4年1月から対応予定)

#### 【対象所得】

- 給与所得
- 雑所得
- 一時所得
- 特定口座年間取引報告書 **NEW**  
(上場株式等の譲渡所得等・配当所得等)
- 上場株式等の譲渡損失額 (前年繰越分) **NEW**

#### 【各種控除等】

- すべての所得控除
- 政党等寄附金特別控除
- 災害減免額
- 外国税額控除 **NEW**
- 予定納税額
- 本年分で差し引く繰越損失額

## 確定申告書の作成方法は動画でチェック！

確定申告書等作成コーナーを利用した入力方法などの動画をご案内しています

[動画で見る確定申告](#)



・このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。

・Google Chromeの名称は、Google LLCの商標または登録商標です。

・Windows、Microsoft Edgeの名称は、米国及び他の国々で登録された米国Microsoft Corporationの商標です。

・macOSの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。